医療法人財団　慈生会　野村訪問看護ステーション

居宅介護支援重要事項説明書

1. 医療法人財団慈生会　野村訪問看護ステーション（居宅介護支援事業）の概要

（1）居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	医療法人財団慈生会　野村訪問看護ステーション
所在地	東京都三鷹市下連雀８－３－６
指定番号	1373600095
代表者	理事長　野村幸史
管理者	本多恵利
連絡先	0422-47-4870
提供地域	三鷹市下連雀、上連雀、北野、牟礼、井の頭、新川、中原の全地域、三鷹市井口1.2丁目、野崎1.2丁目、武蔵野市御殿山、調布市深大寺東町3丁目

（2）職員体制

職	資格	職務内容	人員数
管理者	介護支援専門員	管理監督	常勤1名
介護支援専門員	介護支援専門員	居宅介護支援業務	常勤1名以上
事務職員	事　務	給付管理などの事務業務	1名（兼務）

（3）営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日。ただし、祝日及び12月31日から1月3日までを除く。
営業時間	午前　8時30分　～　午後　5時15分 ただし、緊急時及び時間外（土日、祝日）は、携帯電話にて対応します。

2. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

介護支援専門員は利用者様の居宅を訪問し、利用者様及びそのご家族に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成します。
当該地域における指定居宅サービス事業者に関するサービスの内容等の情報を提供し、サービスの選択を求め居宅サー ビス計画及びサービスに関し、同意を得た上でサービス事業者との連携を行います。

利用者様が病院又は診療所に入院する際は、医療機関における利用者様の退院支援と円滑な在宅生活への移行を促進するよう努めます。利用者様は、当事業所の担当の職員の氏名及び連絡先を入院先医療機関にお伝えください。

3. 利用料金

（1）利用料

要介護又は要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付される為自己負担はありません。（利用料給付の費用詳細は契約書別紙記載）

（2）交通費

前記1の（1）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。
それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費が必要です。ただし、自動車での訪問に関しては、次のようになります。

事業所からご自宅までの距離	サービス地域内	無料
	それ以外	公共交通機関利用実費相当

（3）解約料　　解約料については料金は頂きません。

（4）支払い方法　　料金が発生する場合、月ごとの清算とし毎月15日までに前月分の請求を致しますので、月末までにお支払いください。
お支払いいただきますと領収書を発行致します。
お支払いは現金でお願いいたします。

4. サービスの利用方法

（1）サービスの開始

電話でお問い合わせいただくか、直接来所された後、担当職員が訪問させていただきます。契約を締結した後に定期的にサービスの提供をいたします。

（2）サービスの終了

① 利用者様のご都合でサービスを終了する場合
文書でお申し込み下さればいつでも解約できます。

② 当所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。

③ 自動終了
以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。
・利用者様が介護保険施設に入所された場合
・利用者様がお亡くなりになった場合

④ 禁止行為
利用者様やご家族などが当事業者や介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、またハラスメント行為（妥当性のない要求、社会通念に照らして 度を越えた要求、時間的拘束、個人を否定する暴言、暴力）を行った場合は、文書で通知することにより、サービスを終了させていただく場合がございます。

5. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

（1）運営方針

① 「安心はぬくもりある看護から」をモットーに、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるように保健医療と福祉の連携 を図ります。

② 地域に密着した在宅医療を目指し、ご本人の心身の特性を踏まえ、お持ちになっている能力に応じて、自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者様の立場にに立って援助を行ってまいります。

③ 提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に努めます。

④ 介護サービス計画等（ケアプラン）に位置付ける事業者について、利用者様は、複数の事業者の紹介を求めることができること、また、当該事業者を選択した理由の説明を求めることができることを説明します。

⑤ 介護サービス計画等（ケアプラン）に基づくサービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整を行い、実施状況を把握します。

（2）居宅介護支援の実施概要等

① ケアプラン作成と管理　　②サービス業者との連絡調整
③利用者への情報提供　　④ケアプランの見直し
⑤要介護認定申請の代行と訪問調査

（3）サービス利用のために

事　　項	有　無	備　考
介護支援専門員の変更	有	変更あり
介護支援専門員の研修	有	年に1回以上実施

6. 緊急時及び事故発生時の対応

緊急時は、主治医に連絡・報告し適切に対応いたします。
また、居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、主治医、利用者家族、
市町村に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

7. 災害時の対応

災害に備えて事業継続計画（BCP）を策定し、日頃から準備と訓練を実施しております。
可能な限り事業を継続いたしますが、通常の訪問が困難な状況が発生した場合は、
ご連絡せずに訪問に伺えない場合がございます。

8. 虐待防止

利用者様の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な体制を整備し、定期的な
研修等を行います。虐待を受けたと思われる状況を発見した場合は、速やかに
市町村に通報いたします。

9. 感染対策

感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する指針を定め、委員会を
開催すると共に、研修を定期的に実施します。感染症発生時に備えて事業継続
計画（BCP）を策定し、可能な限り事業を継続し、あるいは事業を休止します。

10. サービス内容に関する苦情

（1）利用者は提供されたサービスに対して苦情がある場合には、事業者、市町村又は
国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

（2）事業者は苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の
申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応いたします。

（3）事業者は利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由に何らの不利益な取り扱いを
することはございません。

（4）苦情相談窓口

【事業者の窓口】	サービス相談・苦情担当窓口 担当者 ： 本多　恵利		所在地	三鷹市下連雀　8-3-6
			連絡先	0422-47-4870
【市町村の窓口】	三鷹市	健康福祉部介護保険課介護事業者指導係	所在地	三鷹市野崎1-1-1(三鷹市役所内)
			連絡先	0422-29-8095
	調布市	福祉健康部　高齢者支援室介護保険担当	所在地	調布市小島町　2-35-1（調布市役所内）
			連絡先	042-481-7321
	武蔵野市	サービス相談調整専門員専用電話	所在地	武蔵野市緑町　2-2-28（武蔵野市役所内）
			連絡先	0422-60-2525
【公的団体の窓口】	東京都国民健康保険団体連合会 介護福祉部　介護相談指導課		所在地	千代田区飯田橋　3-5-1（東京区政会館11階）
			連絡先	03-6238-0177

11. 当事業所の概要

名　称　医療法人財団　慈生会　野村訪問看護ステーション
管理者　　本多　恵利
所在地　東京都三鷹市下連雀8丁目3番6号
電　話　0422－47－4870
事　業　・居宅介護支援事業
・予防居宅介護支援事業

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明致しました。

【説明者】　野村訪問看護ステーション　担当介護支援専門員

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令和　　年　　月　　日

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者　住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代理人：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿